



許可番号 03725037382

産業廃棄物処分業許可証

住 所 香川県丸亀市土器町北二丁目17番地
氏 名 有限会社丸亀リサイクルプラザ
取締役 三野輝男
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日

平成29年11月29日

許可の有効年月日

令和3年11月14日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(選別処分、発酵乾燥処分又は堆肥化処分に限る。)業

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

選別処分: ①汚泥(食品汚泥に限る。)②廃油(廃食油に限る。)③廃酸(廃飲料に限る。)④廃アルカリ(廃飲料に限る。)⑤廃プラスチック類⑥動植物性残さ⑦金属くず⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。)以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

発酵乾燥処分: ①汚泥(食品汚泥又は排水処理汚泥に限る。)②廃油(廃食油又はグリストラップから生じたものに限る。)③廃酸(廃飲料又はグリストラップから生じたものに限る。)④廃アルカリ(廃飲料又はグリストラップから生じたものに限る。)⑤木くず⑥動植物性残さ⑦動物のふん尿(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。)以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

堆肥化処分: ①汚泥(食品汚泥又は排水処理汚泥に限る。)②廃油(廃食油又はグリストラップから生じたものに限る。)③廃酸(廃飲料又はグリストラップから生じたものに限る。)④廃アルカリ(廃飲料又はグリストラップから生じたものに限る。)⑤木くず⑥動植物性残さ⑦動物のふん尿(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。)以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 種類及び数量：産業廃棄物の堆肥化施設 1基
設置場所：香川県仲多度郡まんのう町炭所東字山畑524番8 以上
設置年月日：平成15年2月3日
処理能力：20t/日(24時間)
処理する産業：①汚泥(食品汚泥又は排水処理汚泥に限る。)②廃油(廃食油に限る。)③廃酸
廃棄物の種類 (廃飲料に限る。)④廃アルカリ(廃飲料に限る。)⑤木くず⑥動植物性残さ⑦動物
物のふん尿 以上
- (2) 種類及び数量：産業廃棄物の堆肥化施設 2基
設置場所：香川県三豊市高瀬町佐股字西谷乙356番2、乙356番6、乙356番7、乙
356番8 以上4筆

(施設内訳)

- ① 設置年月日：平成23年4月1日
処理能力：20t/日(24時間)
- ② 設置年月日：平成29年11月9日
処理能力：16t/日(24時間)
処理する産業：①汚泥(食品汚泥又は排水処理汚泥に限る。)②廃油(廃食油又はグリストラップ
廃棄物の種類 から生じたものに限る。)③廃酸(廃飲料又はグリストラップから生じたもの
に限る。)④廃アルカリ(廃飲料又はグリストラップから生じたものに限る。)⑤木
くず⑥動植物性残さ⑦動物のふん尿 以上
- (3) 種類及び数量：産業廃棄物の発酵乾燥施設 2基
設置場所：香川県三豊市高瀬町佐股字西谷乙356番2、乙356番8 以上2筆
設置年月日：平成27年6月15日
処理能力：6.94t/日(24時間) (2基の合計処理能力)
処理する産業：①汚泥(食品汚泥又は排水処理汚泥に限る。)②廃油(廃食油又はグリストラップ
廃棄物の種類 から生じたものに限る。)③廃酸(廃飲料又はグリストラップから生じたもの
に限る。)④廃アルカリ(廃飲料又はグリストラップから生じたものに限る。)⑤木
くず⑥動植物性残さ⑦動物のふん尿 以上
- (4) 種類及び数量：産業廃棄物の選別施設 1基
設置場所：香川県三豊市高瀬町佐股字西谷乙356番6、乙356番7、乙356番8 以
上3筆
設置年月日：平成29年11月29日
処理能力：40t/日(8時間)
処理する産業：①汚泥(食品汚泥に限る。)②廃油(廃食油に限る。)③廃酸(廃飲料に限る。)
廃棄物の種類 ④廃アルカリ(廃飲料に限る。)⑤廃プラスチック類⑥動植物性残さ⑦金属くず
⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 以上

3. 許可の条件

- (1) 上記の中間処理施設を変更する場合又は設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認
を受けること。
- (2) 当該事業場の敷地境界において、悪臭防止法に規定される特定悪臭物質(堆肥化処分に伴い発生す
るものに限る。)の濃度を年1回測定し、その結果を香川県知事に報告すること。
- (3) 悪臭防止法に基づく規制地域の設定及び規制基準の設定に係る告示(平成21年3月31日香
川県告示第184号)の別表で規定するC区域の基準を遵守し、基準を超えた場合は適切な措置を
講ずること。

以 下 余 白



4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8 年 11 月 15 日 (当初許可)

平成 9 年 7 月 22 日 (変更許可)

平成 13 年 4 月 10 日 (変更許可)

平成 13 年 11 月 15 日 (更新許可)

平成 14 年 3 月 27 日 (変更許可)

平成 14 年 11 月 12 日 (変更許可)

平成 15 年 2 月 3 日 (変更許可)

平成 17 年 5 月 10 日 (変更許可)

平成 18 年 12 月 27 日 (更新許可)

平成 23 年 12 月 1 日 (更新許可)

平成 27 年 6 月 15 日 (変更許可)

平成 28 年 11 月 15 日 (更新許可)

平成 29 年 11 月 29 日 (変更許可)

平成 30 年 6 月 12 日 (事業の用に供する施設の一部廃止による書換え交付)

令和 2 年 4 月 30 日 (代表者の変更による書換え交付)

令和 3 年 5 月 24 日 (事業の用に供する施設の一部廃止による書換え交付)

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以 下 余 白



COPY